

第八 情報公開

第八
情報公開

1 熊本県情報公開条例

平成12年 9月27日
条例第65号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条－第18条）
- 第3章 審査請求等（第18条の2－第29条）
- 第4章 情報提供等（第30条－第33条の2）
- 第5章 雑則（第34条－第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の開示を求める権利、情報の積極的な提供を行う県の責務その他情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び熊本県道路公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機

関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号。以下「行政文書等管理条例」という。）第2条第6項に規定する特定歴史公文書
- (3) 熊本県立図書館、熊本県立美術館その他知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

（解釈及び運用の指針）

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない。

（適正請求及び適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して、適正に請求するように努めるとともに、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法

人及び公社の役員及び職員をいう。以下同じ。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ

又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であつて、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認めら

れるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号及び第2号の2の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、行政文書の全部又は一部を開示をしない旨の決定をした場合において、当該行政文書の全部又は一部が第7条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を第1項又は前項の規定による通知書に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難そ

の他正当な理由があるときは、当該開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イに規定する情報又は同条第3号ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、開示決定に係る行政文書の開示をしなければならない。

2 行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書の開示をする

ことによりその保存に支障があると認めるとき、第8条の規定により行政文書の開示をするときその他相当の理由があるときは、文書又は図画については当該文書又は図画を複写したものの閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法として実施機関が定める方法により行うことができる。

(費用負担)

第17条 前条第3項の規定により行政文書又はこれを複写したものの写しの交付(同項の実施機関が定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令との調整等)

第18条 この章の規定は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第16条第3項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条第3項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第3章 審査請求等

(県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求)

第18条の2 県が設立した地方独立行政法人若しくは公社がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人若しくは公社に対しされた開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該公社に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条

第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に当該審査請求に対する裁決についての諮問をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に

係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第22条から第29条まで 削除

第4章 情報提供等

（情報提供施策の推進）

第30条 県は、情報を県民に迅速かつ正確に提供するため、情報提供に関する施策の充実を図るものとする。

2 県は、県民が必要とする情報を効果的に提供するため、広聴に関する施策の充実努めるものとする。

3 県は、前2項に定めるもののほか、情報提供に関する施策の推進を図るものとする。

（情報公表責務）

第31条 実施機関は、県民の県政への参加を促進し、開かれた県政の推進に資するため、県の重要な基本計画等の積極的な公表に努めなければならない。

2 実施機関は、前項の公表のための制度の整備及び充実に努めるものとする。

（附属機関等の会議の公開）

第32条 実施機関の附属機関及びこれに類するものは、次のいずれかに該当するときを除き、その会議を公開するものとする。

（1）不開示情報に該当する事項について審議等を行う会議を開催するとき。

（2）会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

（出資団体等の情報公開）

第33条 県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人のうち実施機関が定めるもの（以下「出資団体等」という。）は、当該出資団体等の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等に対し、その情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第33条の2 県の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、当該指定管理者が管理する県の公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

第5章 雑則

第34条 削除

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第35条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書等管理条例第7条第2項又は第11条第3項に規定するもののほか、行政文書の検索に必要な資料等当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第36条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(適用除外)

第37条 この条例の規定は、次に掲げる行政文書については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- (2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第117条第1項に規定する免許漁業原簿

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び附則第6項第1号中公安委員会及び警察本部長に関する部分、第7条第2号ウ中警察職員に関する部分並びに附則第6項第4号及び第5号の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定によりされている公文書の開示の請求は、改正後の熊本県情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により熊本県公文書開示審査会に対しされている諮問は、新条例第19条第1項の規定による審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により任命された熊本県公文書開示審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第22条第3項の規定により、審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧条例第13条第3項の規定により任命された熊本県公文書開示審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 次に掲げる行政文書については、新条例第2章の規定は、適用しない。
 - (1) 昭和61年3月31日以前に実施機関（議会、公安委員会、警察本部長及び公社を除く。次号において同じ。）の職員が作成し、又は取得した行政文書（旧条例第2条第1項に規定する公文書（以下単に「公文書」という。）に限る。）
 - (2) 平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書を除く。）
 - (3) 平成13年3月31日以前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が保有しているもの
 - (4) 平成13年9月30日以前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。次号において同じ。）の職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が保有しているもの

- (5) 平成13年10月1日以後附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が保有しているもの
- (6) 平成19年3月31日以前に実施機関（公社に限る。）の役員又は職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が保有しているもの
- 7 実施機関は、前項第1号、第2号及び第5号に掲げる行政文書について開示の申出があったときは、当該行政文書を開示するよう努めるものとする。
- 8 新条例第16条第3項及び第17条の規定は、前項の規定による行政文書の開示について準用する。
- 9 平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書に限る。）については、新条例第7条から第9条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中略)

附 則（令和4年12月27日条例第43号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にされた熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）附則第2項の規定による廃止前の熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条第1項若しくは第2項（同条例第23条第2項及び第25条の4第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項又は第25条の4第1項の規定による請求に係る改正前の熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

2 熊本県議会が管理する行政文書の開示等に関する規程

平成 13 年 3 月 30 日
議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、熊本県議会が管理する行政文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 6 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者の連絡先（法人その他の団体にあつては、当該開示請求の担当者の氏名及び連絡先）
- (2) 求める開示の実施の方法
- (3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 開示請求書は、別記第 1 号様式（行政文書開示請求書）によるものとする。

(条例第 11 条第 1 項の実施機関が定める事項等)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時及び場所
- (2) 開示の実施の方法
- (3) 開示の実施に要する費用の額

2 条例第 11 条第 1 項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定 別記第 2 号様式（行政文書開示決定通知書）
- (2) 開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定 別記第 3 号様式（行政文書部分開示決定通知書）

3 条例第 11 条第 2 項の規定による通知書は、別記第 4 号様式（行政文書不開示決定通知書）によるものとする。ただし、次

の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第4号様式の2（行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書）

(2) 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第4号様式の3（行政文書の不存在による不開示決定通知書）

（開示決定等期間延長通知書）

第4条 条例第12条第2項後段の規定による通知書は、別記第5号様式（開示決定等期間延長通知書）によるものとする。

（開示決定等期間特例延長通知書）

第5条 条例第13条後段の規定による通知書は、別記第6号様式（開示決定等期間特例延長通知書）によるものとする。

（事案移送通知書）

第6条 条例第14条第1項後段の規定による通知書は、別記第7号様式（事案移送通知書）によるものとする。

（条例第15条第1項の実施機関が定める事項等）

第7条 条例第15条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第1項の規定による通知は、別記第8号様式（意見書提出機会付与通知書）により行うものとする。

3 条例第15条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(4) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4 条例第15条第2項の規定による通知は、別記第9号様式（意

見書提出機会付与通知書)により行うものとする。

- 5 条例第 15 条第 1 項及び第 2 項の意見書は、別記第 10 号様式（行政文書の開示に係る意見書）によるものとする。
- 6 条例第 15 条第 3 項後段の規定による通知書は、別記第 11 号様式（行政文書の開示決定に係る通知書）によるものとする。

（行政文書の閲覧等）

- 第 8 条 行政文書の閲覧（条例第 16 条第 3 項本文に規定する閲覧に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。次項において同じ。）をする者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを汚損し、又は破損してはならない。
- 2 議長は、条例第 4 条の規定及び前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、行政文書の閲覧を中止させ、若しくは禁止し、又は行政文書の写しの交付（条例第 16 条第 3 項本文に規定する写しの交付に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。次項において同じ。）をしないことができる。
 - 3 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1 部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

- 第 9 条 条例第 16 条第 3 項本文の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複製物の交付
 - (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第 2 号に掲げる電磁的記録を視聴させ、又は複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、視聴又は複製物の交付とすることができる。
 - 3 条例第 16 条第 3 項ただし書の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
 - (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 複製物の視聴又は複製物を更に複製したものの交付
 - (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 用紙に出力したものを複写したものの閲覧又は交付

- 4 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる電磁的記録の複製物を視聴させ、又は複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、複製物の視聴又は複製物を更に複製したものの交付とすることができる。

(写しの作成及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるもの)

第10条 条例第17条の写しの作成及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるものは、前条で定める方法により交付される物の作成及び送付とする。

(諮問をした旨の通知)

第11条 条例第20条の規定による通知は、別記第12号様式(審査会諮問通知書)により行うものとする。

(第三者からの不服申立てに係る行政文書を開示する場合の通知)

第12条 条例第21条において準用する条例第15条第3項の規定による通知は、別記第13号様式(不服申立てに係る行政文書の開示通知書)により行うものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日議会告示第2号)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の熊本県議会が管理する行政文書の開示等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。